

平成 30 年度

練馬区人事行政の運営等の状況の公表

練馬区人事戦略担当部職員課

～目次～

1	職員の給与の状況	3
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	4
3	一般行政職の級別職員数等の状況	8
4	職員の手当の状況	9
5	特別職の報酬等の状況	13
6	職員の任免の状況	14
7	職員数の状況	15
8	職員の人事評価の状況	18
9	職員の服務および懲戒処分の状況	19
10	職員の退職管理の状況	21
11	職員の研修および勤務成績の評価の状況	21
12	職員の福利厚生	22
13	特別区人事委員会の業務の状況	23

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 728,479	千円 245,494,251	千円 8,122,172	千円 41,902,213	% 17.1	% 16.5

(注)1 数値は、平成29年度普通会計(国の定める基準により、一般会計、用地会計、学校給食会計を合算したものから、会計間の重複分を除いた数値)決算による。

2 人件費には、特別職に支給される給料・報酬、諸手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

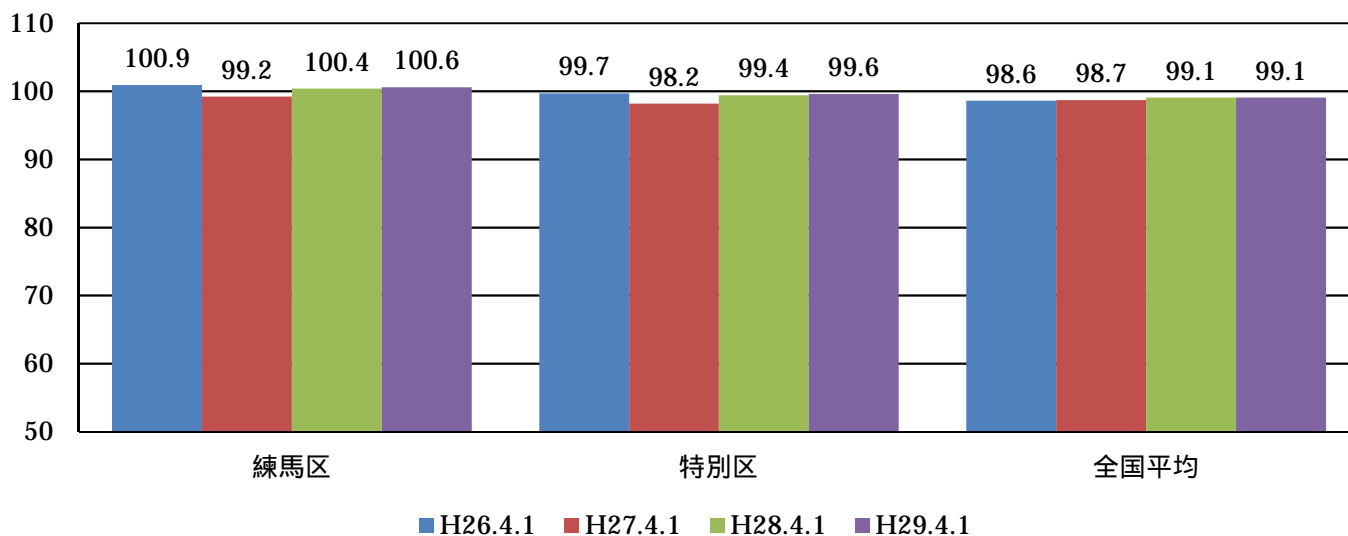
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 4,247	千円 16,025,700	千円 5,613,310	千円 7,489,451	千円 29,128,461	千円 6,859	千円

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である(教育長を含む)。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(4) 給与改定の状況

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	383,760 円	393,431 円	9,671 円 (2.46%)	2.46%		

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.62 月	4.50 月	0.12 月	0.12 月	4.50 月	

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月1日実施)

1) 給料表の見直し

国の見直し内容を踏まえ、地域手当の支給割合2%引上げ分と同率程度引下げ。
類初任給までの号給等は引下げなし。これらの号給付近等は引下げを緩和。

2) 地域手当の見直し

国基準20%に対し、練馬区においても20%を支給。

3) その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
練馬区	41.9 歳	310,642 円	436,786 円	374,663 円
東京都	41.5 歳	314,490 円	444,592 円	395,638 円
国	43.5 歳	329,845 円		410,940 円
特別区平均	41.6 歳	309,109 円	428,543 円	388,010 円

(注)1 一般行政職とは、税務職・福祉職・技能労務職・教育職等を除いたものであり、地方公務員給与等実態調査で明らかにされているものである。

2 特別区平均は平成29年4月1日現在の数値である。

2) 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
練馬区	51.9 歳	593 人	300,123 円	399,583 円	361,542 円
うち学校給食員	52.7 歳	93 人	302,136 円	376,165 円	363,773 円
うち用務員	55.0 歳	134 人	297,820 円	371,761 円	357,994 円
うち清掃職員	48.5 歳	215 人	301,055 円	431,552 円	363,505 円
東京都	49.7 歳	1,418 人	292,009 円	391,826 円	361,938 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円		328,637 円
特別区平均	51.3 歳	308 人	301,181 円	403,092 円	373,588 円

(注) 1 特別区平均は平成 29 年 4 月 1 日現在の数値である。

区 分	民 間			参 考	参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
練馬区							
うち学校給食員	調理師	40.6 歳	301,300 円	1.25	6,305,620 円	4,076,400 円	1.55
うち用務員	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.79	6,241,407 円	2,818,600 円	2.21
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	45.7 歳	293,000 円	1.47	6,951,802 円	4,023,000 円	1.73

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 26 年～28 年の 3 ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

3) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
練馬区(幼稚園等)	41.9 歳	341,114 円	473,348 円
東京都(小・中学校)	40.5 歳	339,718 円	439,954 円
特別区平均	37.7 歳	318,898 円	426,469 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 30 年 1 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 特別区平均は平成 29 年 4 月 1 日現在の数値である。

【参考】職種別給与支給実績(主な職種のみ)

(平成30年4月1日現在)

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平成29年度実績			
				年間平均 期末・勤勉手当支給額	年間給与支給額合計	年間平均 給与支給額	
一般事務	1,912 人	42 歳	29 万 1,063 円	173 万 8,568 円	127 億 3,050 万 877 円	678 万 9,600 円	
	部長級	21 人	57 歳	47 万 3,995 円	375 万 6,281 円	2 億 9,837 万 2,350 円	1,297 万 2,710 円
	課長級	55 人	51 歳	42 万 1,249 円	280 万 3,839 円	5 億 4,262 万 6,862 円	1,043 万 5,131 円
	係長級	475 人	50 歳	36 万 8,859 円	221 万 9,733 円	38 億 1,207 万 7,318 円	852 万 8,137 円
	主任級	645 人	45 歳	30 万 5,149 円	181 万 2,484 円	50 億 2,592 万 1,740 円	697 万 765 円
	主事	716 人	31 歳	21 万 1,267 円	115 万 2,846 円	30 億 5,150 万 2,607 円	482 万 8,326 円
福祉	242 人	43 歳	31 万 5,005 円	181 万 737 円	16 億 3,451 万 1,505 円	701 万 5,070 円	
保育士	895 人	46 歳	32 万 1,920 円	184 万 1,049 円	60 億 7,838 万 4,270 円	682 万 9,645 円	
児童指導	215 人	46 歳	31 万 5,149 円	179 万 8,148 円	14 億 7,906 万 7,172 円	660 万 2,978 円	
土木技術	159 人	42 歳	31 万 4,888 円	180 万 1,559 円	10 億 8,705 万 4,968 円	696 万 8,301 円	
調理	211 人	52 歳	29 万 2,859 円	163 万 6,387 円	13 億 7,546 万 1,344 円	600 万 6,381 円	
用務	138 人	55 歳	29 万 6,427 円	167 万 8,167 円	8 億 7,133 万 8,493 円	617 万 9,705 円	
作業	200 人	48 歳	29 万 8,457 円	169 万 9,561 円	14 億 1,126 万 6,605 円	702 万 1,226 円	
全職員	4,487 人	44 歳	30 万 3,138 円	176 万 6,330 円	300 億 8,509 万 3,498 円	676 万 9,823 円	

区分	平成29年度実績	
	年間平均共済費等事業主負担金	年間平均職員人件費
一般事務	141 万 2,490 円	820 万 2,090 円
	部長級	233 万 6,024 円
	課長級	209 万 5,662 円
	係長級	177 万 3,330 円
	主任級	147 万 3,970 円
	主事	99 万 7,319 円
福祉	146 万 8,258 円	848 万 3,328 円
保育士	144 万 790 円	827 万 435 円
児童指導	139 万 2,012 円	799 万 4,990 円
土木技術	144 万 9,347 円	841 万 7,647 円
調理	127 万 4,032 円	728 万 412 円
用務	129 万 9,310 円	747 万 9,015 円
作業	147 万 6,468 円	849 万 7,695 円
全職員	141 万 4,807 円	818 万 4,630 円

- (注) 1 一般事務以外については、部長級・課長級・係長級などを含む。
 2 給与支給額は、給料に諸手当を加えたものである。
 3 職員人件費は、給与支給額に共済費等事業主負担金を加えたものである。

(2) 職員の初任給の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		練馬区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700 円	182,700 円	(総合職) 183,700 円 (一般職) 179,200 円
	高校卒	147,100 円	144,600 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	142,500 円	142,000 円	-
教育職(幼稚園)	大学卒	194,800 円	196,300 円	-
	短大卒	177,700 円	179,400 円	-

- (注) 1 総合職・一般職は、国家公務員採用試験区分による。
 2 技能労務職の初任給は、技能 の初任給基準の額を記載している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	272,500 円	357,540 円	374,200 円	394,478 円
	高校卒	円	318,917 円	342,925 円	365,050 円
技能労務職	高校卒	円	297,463 円	308,967 円	324,164 円

- (注) 1 職員数が少ない区分については、平均給料月額は掲載していない。
 2 給料月額は、年齢・前歴の有無などにより異なるため、経験年数(区職員としての年数)と必ずしも比例しない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

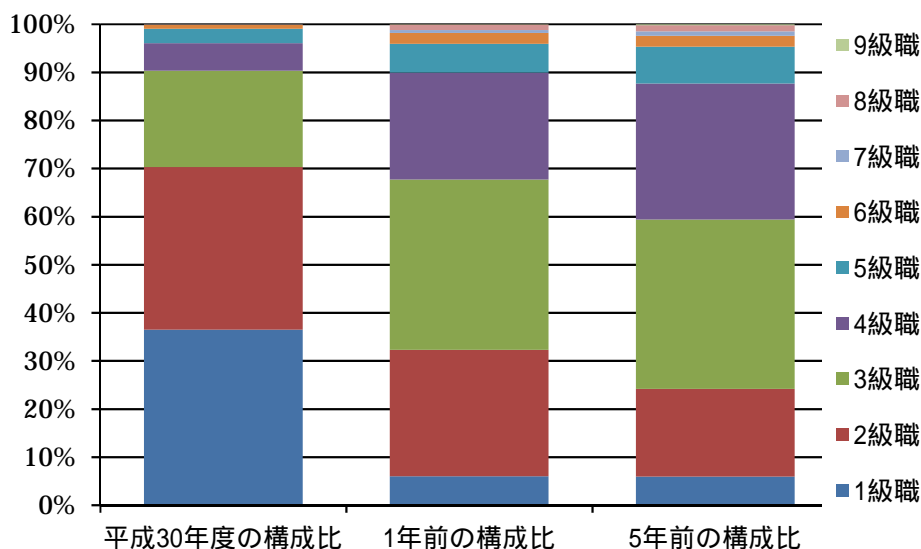
(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	統括部長	3人	0.1%	452,700円	541,900円
6級	部長	19人	0.8%	370,300円	515,500円
5級	課長	70人	3.0%	285,000円	455,500円
4級	課長補佐	132人	5.7%	254,200円	429,200円
3級	係長または主査	466人	20.1%	227,300円	407,300円
2級	主任	784人	33.8%	197,100円	358,400円
1級	係員	846人	36.5%	142,500円	324,800円

(注)1 一般行政職のうち、練馬区の給与条例に基づく行政職給料表(一)の適用を受ける職員の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 一般行政職とは、税務職・福祉職・技能労務職・教育職等を除いた職員数であり、地方公務員給与等実態調査で明らかにされているものである。



	平成30年度の構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
9級	%	0.13%	0.24%
8級	%	1.10%	1.27%
7級	0.13%	0.62%	0.93%
6級	0.82%	2.25%	2.29%
5級	3.02%	5.96%	7.64%
4級	5.69%	22.25%	28.29%
3級	20.09%	35.41%	35.15%
2級	33.79%	26.27%	18.26%
1級	36.47%	6.00%	5.94%

(注)1 行政系人事制度の改正により、平成30年度から9層制が7層制に変更された。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分	29 年度実績	30 年度実績
職員数(a)	4,444 人	4,487 人
昇給対象の職員数(b)	4,102 人	3,684 人
昇給区分A又は昇給区分Bにより昇給した職員数(c)	1,227 人	1,090 人
比率(c / b)	29.9%	29.6%

(注) 昇給区分C(標準)と比較して、昇給区分Aの職員は2号上位、昇給区分Bの職員は1号上位の号給が付与される。

(注) 現給保障の対象となっている職員や再任用フルタイム職員について昇給しないため、昇給対象外。

平成 29 年4月2日から平成 30 年4月1日 までにおける運用	練馬区		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
人事評価を実施していない				

(注) 上位は昇給区分 A、B を、標準は昇給区分 C を、下位は昇給区分 D、E を指している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

練馬区		東京都		国	
1人あたり平均支給額(平成 29 年度) 1,766 千円		1人あたり平均支給額(平成 29 年度) 1,836 千円			
(29 年度支給割合)		(29 年度支給割合)		(29 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
260 月分	190 月分	260 月分	190 月分	260 月分	180 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 15% ~ 20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) 1()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 人事評価の実施状況

地方公務員法第3章第3節に基づき、全職員を対象に人事評価を実施している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職について、人事評価に基づいた成績率(平成30年6月は10000分の12770から10000分の9500)の段階を決定。

一般職員について、人事評価に基づいた成績率(平成30年6月は10000分の11187から10000分の9450)の段階を決定。

平成30年6月の勤勉手当において、最上位に決定された職員は、管理職は9%程度、一般職員は7%程度だった。

平成29年度中における運用	練馬区		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
人事評価を実施していない				

(注)人事評価結果が標準の職員と比較して、上位の職員は高い成績率、下位の職員は低い成績率に基づき、勤勉手当が算出される。

(2) 退職手当

(平成30年4月1日現在)

練馬区			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	18.00 月分	24.55 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.00 月分	32.95 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75 月分	47.70 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
【その他の加算措置】			【その他の加算措置】		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,115 千円	20,561 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		3,520,148 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		745,478 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
練馬区	20.0 %	4,444 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	53,296 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	111,731 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	10.7 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特定危険現場業務手当	乗用貨物用昇降機およびエスカレーターの検査業務に従事したとき 地上10m以上の足場の不安定な建築物等で工事監督業務等を行ったとき アスベストにさらされる恐れのある業務に従事したとき	52 千円	一台につき 390 円 日額 290 円 日額 390 円
総合福祉事務所現業手当	総合福祉事務所に勤務する職員が生活保護法等に定める業務を行うため家庭訪問したとき また面接業務に従事した時。また母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める相談業務に従事したとき	16,761 千円	日額 390 円
防疫等業務手当	保健相談所その他の施設に勤務し、所定の感染症の患者に接する業務に従事した職員	0 円	日額 680 円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所に勤務し、廃棄物の処理を直接行う業務またはこれに関連する業務に従事した職員	36,401 千円	日額 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	1,318,597 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	305,939 円
支給実績(28年度決算)	1,345,428 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	315,088 円

(注) 職員1人あたりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 配偶者を欠く第1子 10,000 円 配偶者を除く扶養親族(二人まで) 6,000 円 その他 7,500 円 (16～22歳の扶養親族である子1人につき、4,000円を加算する。配偶者を欠く子のうち1人は、1,500円を加算する。)	異なる	内容および支給金額	297,436 千円	173,312 円
住居手当	月額27,000円以上の家賃を支払っている職員 8,300 円 27歳以下 18,700円加算 28～32歳 9,300円加算	異なる	家賃負担者に最高27,000円	121,967 千円	161,546 円
通勤手当	運賃相当額 限度額:1ヶ月あたり 55,000 円	同じ		470,709 千円	114,139 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 月額 64,700～127,600 円	異なる	支給金額	144,485 千円	1,256,387 円
休日勤務手当	休日の勤務に対し支給 勤務1時間単価の 135/100	同じ		102,541 千円	175,583 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 勤務時間5時間未満の場合 勤務1回につき 4,400～5,500円 勤務時間5時間以上の場合 勤務1回につき 8,800～11,000円	異なる	支給金額	1,069千円	14,229円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日に勤務した場合に支給 勤務時間6時間以下の場合 部長級:12,000円 課長級:10,000円 勤務時間6時間超の場合 部長級:18,000円 課長級:15,000円 管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給 部長級:6,000円 課長級:5,000円	異なる	支給金額	239千円	29,000円
初任給調整手当	医師・歯科医師に支給 月額 118,000～268,500円	異なる	支給金額	8,275千円	1,721,700円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材確保、学校教育の水準の向上を図るため支給 上限 4,150円			1,202千円	48,094円

5 特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	区長	1,138,000円	
	副区長	910,000円	
	議長	910,000円	
報酬	副議長	785,000円	
	議員	615,000円	
期末手当	区長	(29年度支給割合)	
	副区長	335月分	
	議長	(29年度支給割合)	
	副議長	340月分	
	議員		
退職手当	区長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副区長	1,138,000円×在職年数×450/100	20,484,000円
		910,000円×在職年数×360/100	13,104,000円
			(支給時期)
			任期毎
			任期毎

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員の任免の状況

(1) 職員の採用の状況

(平成30年4月1日付/単位:人)

(注) 1 類は大学卒業程度 類は短大卒業程度 類は高校卒業程度の区分である。

2 その他は、人事交流(東京都または他区からの転入)による採用、経験者採用等である。

区分	一般事務	福祉	心理	保育士	土木	造園	建築	機械	電気	保健衛生監視	栄養士	保健師	看護師	幼稚園教諭	合計
類	69	7	4	0	6	1	9	1	3	2	1	6	0	0	105
類	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	27
類	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
その他	14	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	23
合計	88	11	4	25	6	1	10	1	3	2	1	6	2	4	164

(2) 職員の退職の状況

(平成29年度実績/単位:人)

区分	一般事務	福祉	保育士	児童指導	土木	機械	倉庫衛生監視	栄養士	診療放射線	保健師	看護師	介護指導	調理	用務	学童擁護	作業	自動車運転	家庭奉仕	作業	幼稚園教諭	一般事務	合計
普通	17	0	7	0	1	1	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	34
定年	40	3	11	15	2	0	1	1	1	2	1	0	17	10	0	1	1	0	2	0	0	108
勸奨	10	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	19
その他	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	69	21	21	15	3	1	0	1	0	3	2	0	22	12	0	1	1	0	2	3	1	165

(注) その他は、交流転出・死亡退職等である。

(3) 昇任および昇任選考実施状況

職員の昇任状況

(平成30年4月1日付け/単位:人)

	統括部長	部長	課長	課長補佐	係長	主査	主任	統括技能長	技能長	技能主任	合計
人数	0	0	9	16	51	176	1,799	1	7	9	2,068

職員の昇任選考実施状況

(平成29年度実績/単位:人)

	管理職	課長補佐	係長	主任主事	切替に伴う昇任選考等		統括技能長	技能長	技能主任	合計
					係長	主任				
有資格者	1,592	237	1,357	422	178	1,921	31	287	65	3,991
申込者	18	43	125	333	138	1,904	7	31	25	582
合格者	7	12	40	114	138	1,799	1	7	9	190

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 / 単位:人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		29年	30年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	17	17	0	
		総 務	652	665	13	業務増など
		税 務	112	111	1	職員配置の見直し
		民 生	1,980	2,015	35	業務増など
		衛 生	534	537	3	業務増など
		農林水産	18	20	2	業務増
		商 工	34	34	0	
		土 木	447	465	18	業務増など
		計	3,794	3,864	70	<参考>
	教育部門	452	432	20	事務事業の民間等委託、職員配置の見直しなど	
小計	4,246	4,296	50	<参考> 人口1万人当たり職員数 59人		
公営企業等 会計部門	その他	198	191	7	業務増など	
	小計	198	191	7		
合計		4,444 [4,758]	4,487 [4,736]	43	<参考> 人口1万人当たり職員数 61人	

(注) 1 部門分類は、総務省が実施する地方公共団体定員管理調査に基づく。

2 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、再任用短時間職員、臨時職員および非常勤職員を除く。

3 []内は、条例定数の合計であり、再任用短時間職員、退職者、派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

(参考) 練馬区組織の部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在 / 単位:人)

部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	29年	30年		
議 会	17	17	0	
総 務	377	398	21	業務増など
区 民	445	443	2	職員配置の見直し
産業経済	56	58	2	業務増
地域文化	156	161	5	業務増
福 祉	598	613	15	業務増など
健 康	226	233	7	業務増など
環 境	334	333	1	職員配置の見直し
都市整備	159	165	6	業務増など
土 木	202	202	0	
小 計	2,570	2,623	53	
教 育	1,874	1,864	10	事務事業の民間等委託、職員配置の見直しなど
合 計	4,444	4,487	43	

(注)総務省が実施する地方公共団体定員管理調査における部門と練馬区組織における部門の対応関係

【普通会計部門】

一般行政部門

「議会 - 議会」、「総務 - 総務の一部 区民の一部 地域文化の一部など」、「税務 - 区民の一部」、

「民生 - 福祉の一部 教育の一部など」、「衛生 - 健康の一部 環境の一部」、「農林水産 - 産業経済の一部」、

「商工 - 産業経済の一部」、「土木 - 都市整備の一部 土木の一部など」

教育部門

「教育 - 教育、地域文化の一部」

公営企業等会計部門

「その他 - 区民の一部 福祉の一部」

(2) 職層別職員数の状況

(平成30年4月1日現在)

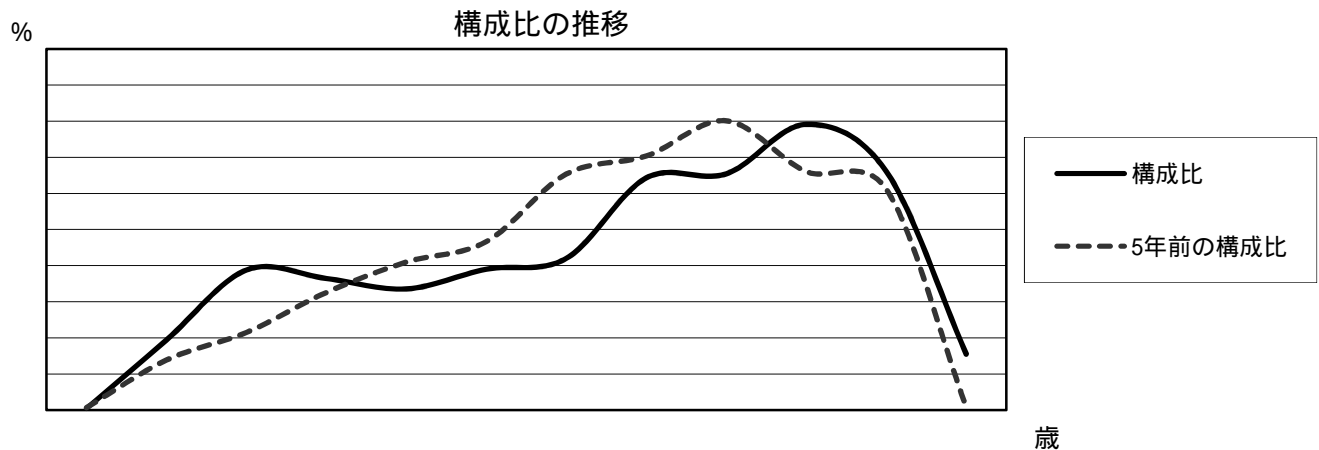
(単位:人)

職	部長級	課長級	課長 補佐級	係長級	主任級	一般	合計
男	23	70	142	439	720	602	1,996
女	5	17	40	397	1,391	641	2,491
合計	28	87	182	836	2,111	1,243	4,487

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間職員、臨時職員および非常勤職員を除く。

2 課長補佐級には統括技能長、係長級には技能長、主任級には技能主任を含む。

(3) 年齢別職員数の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	4人	174人	348人	327人	301人	350人	377人	577人	587人	710人	593人	139人	4,487人

(注) 60歳以上の区分は、医師(65歳定年)および再任用フルタイム職員等である。

(4) 職員数の推移

(各年4月1日現在 / 単位: 人・%)

部門	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,747	3,765	3,755	3,761	3,794	3,864	117(103.1%)
教育		555	532	490	475	452	432	123(77.8%)
公営企業等会計		211	198	190	193	198	191	20(90.5%)
計		4,513	4,495	4,435	4,429	4,444	4,487	26(99.4%)

(注) 1 総務省が実施する地方公共団体定員管理調査において報告した各年ごとの部門別職員数。

2 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間職員、臨時職員および非常勤職員を除く。

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成29年12月に策定した練馬区職員定数管理計画において、平成30年4月1日を基準に、平成35年4月1日までの5年間で職員定数を200削減する数値目標を設定した。

8 職員の人事評価の状況

地方公務員法第 23 条の2第1項で「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第 23 条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。

練馬区では、練馬区職員の人事評価実施規程等に基づき、人事評価を実施しています。人事評価の結果については、任用(昇任選考・再任用採用選考)、給与(昇給・勤勉手当)、分限その他人事管理に総合的に活用しております。

練馬区における人事評価制度の概要は、次のとおりです。

(1) 一般職員

1) 評価者および評価方法

	第一次評価	第二次評価	調整
評価者および調整者	所属課長	所属部長	担任副区長
評価方法	絶対評価	相対評価	-

2) 評価項目

能力・態度評価	業績評価
職務遂行 取組姿勢 区民本位・チームワーク・人材育成	仕事の成果

3) 特徴

所属課長が絶対評価を実施

職種および職層に応じて評価項目を設定

目標管理型の業績評価を実施

能力・態度評価と業績評価による総合評価

第一次評価結果の本人開示、評価結果に係る苦情処理専門委員会の設置

(2) 管理職

1) 評価者および評価方法

課長級

	第一次評価	最終評価
評価者および最終評価者	所属部長	副区長
評価方法	絶対評価	相対評価

部長級

	評価
評価者	副区長
評価方法	相対評価

2) 評価項目

能力・態度評価	業績評価
職務遂行 取組姿勢 区民本位・チームワーク・人材育成	仕事の成果

3) 特徴

- 職層に応じて評価項目を設定
- 目標管理型の業績評価を実施
- 能力・態度評価と業績評価による総合評価

9 職員の服務および懲戒処分の状況

(1) 職員の服務

職員には、全体の奉仕者として地方公務員法で次のような義務が課せられます。
この義務は、「職務上の義務」と、職務の内外を問わない「身分上の義務」の2つに大別されます。

1) 職務上の義務

区 分	内 容
法令および上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
サービスの宣誓	職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。 特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを、住民全体に対して誓わなければならない。

2) 身分上の義務

区 分	内 容
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 職員が直接職務を遂行するにあたっての行為はもちろん、職務外の行為であっても義務づけられている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であるか退職後であるかを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。これは、職員の政治的中立性を保障することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護しようとするものである。
争議行為等の禁止	職員は、住民に対してストライキ、サボタージュなどの争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員が、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、または報酬を得て何らかの事業もしくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

(2) 職員の分限処分の状況

(平成 29 年度実績 / 単位: 人)

区分	免職	降任	休職	降給	合計
人数	0	0	86	0	86

(注) 分限処分とは、心身の病気のために公務が行えない状態になった職員等に対して行う処分。

(3) 職員の懲戒処分の状況

(平成 29 年度実績 / 単位: 人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
人数	0	2	1	6	9

(注) 懲戒処分とは、地方公務員法や地方公務員法に基づく条例等に違反した場合に行う処分。

(4) 職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	60 分

(注) 上記は標準的な職員の勤務時間。

(5) 勤務条件に関する措置要求

前年度からの 継続事案数[A]	平成 26 年度 要求事案数[B]	完結件数 [C]	翌年度継続件数 [A] + [B] - [C]
0	0	0	0

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

前年度からの 継続事案数[A]	平成 29 年度 申立て事案数[B]	完結件数 [C]	翌年度継続件数 [A] + [B] - [C]
6	0	0	6

10 職員の退職管理の状況

練馬区における管理職員の再就職状況については、以下のとおりです。

(1) 対象者

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に退職した、区管理職、区立小中学校の校長・副校長、区立幼稚園の園長・副園長

(2) 再就職状況(団体別の再就職者数)

	公益財団法人	一般社団法人	その他	計
部長級	0	0	2	2
課長級	0	0	1	1
計	0	0	3	3

11 職員の研修および勤務成績の評価の状況

(1) 職員の研修実施の状況

(平成 29 年度実績)

種 類	回 数	受講人数
職層研修	39 回	1,615 人
実務研修	19 回	670 人
特別研修	28 回	855 人
その他(派遣、職場、担当課企画研修)	211 回	3,287 人
特別区職員研修所主催研修	180 回	829 人
第四ブロック合同研修 (練馬・豊島・中野・板橋・杉並)	5 回	48 人
合 計	482 回	7,304 人

(注) 1 職層研修は、採用時や昇任時などに実施する研修である。

2 特別研修は、ワークショップ型の研修などである。

3 回数および受講人数は、延べ回数、延べ人数である。

(2) 職員の勤務成績の評価の状況

1) 管理職員(部課長級職員)

管理職員については、目標による成果と取り組み姿勢について、職務目標の達成、組織経営・職員育成および能力開発の観点から評価を行っています。

2) 一般職員(係長級以下の職員)

一般職員については、業績(業務目標の達成度やその他設定目標以外の取組)および能力(職務遂行の過程において発揮された職員の能力)の観点から評価を行っています。

12 職員の福利厚生の状況

(1) 職員福利厚生制度

1) 東京都職員共済組合

短期給付事業(病気やケガの医療費など)、長期給付事業(年金給付)、福祉事業(人間ドックなど)を行っています。

2) 特別区職員互助組合

保険、各種セミナーや相談事業などを行っています。

3) 練馬区職員互助会

給付金、貸付金、カフェテリアプランなどの事業を行っています。

平成 30 年 4 月 1 日現在会員数

4,789 人

財源

職員会費 給料月額 の 2/1000

区負担金 会費:負担金 = 1:1 の割合とする。

4) 健康管理業務

職員の健康保持推進のため法令等に基づき、健康診断、健康相談、安全衛生管理等により職員の健康管理を行っています。

5) 職員住宅

住宅困窮職員の福利厚生とともに、非常災害時の要員確保等の目的で職員住宅を設置しています。

(2) 公務災害、通勤災害、出産休暇、介護休暇の状況 (平成 29 年度実績)

公務 災害	通勤 災害	出産 休暇	介護 休暇
24 件	11 件	91 人	11 人

(3) 休業の状況

(平成 29 年度実績)

配偶者 同行休業	育児 休業	育児短 時間勤務	部分 休業	大学院 修学休業
0 人	192 人	3 人	59 人	0 人

13 特別区人事委員会の業務の状況

職員の採用は、特別区(23区)人事委員会が試験を行い、各区の需要数に応じ、合格者の中から各区が採用します。(区独自で採用するものもあります。)

ここでは、特別区(23区)人事委員会の採用試験実施状況などをお知らせします。

(1) 平成29年度特別区職員採用試験受験資格

区分	職種	年齢	資格・免許	その他
類 【一般方式】	事務	22歳～31歳		活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、「事務」については、点字による出題に対応できる人も受験できる。 22歳未満で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人、またはこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園(土木)			
	土木造園(造園)			
	建築			
	機械			
	電気			
	福祉	22歳～29歳	社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人	
	心理	22歳～39歳 22歳～29歳	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)の心理学科を卒業した人、またはこれに相当する人	
衛生監視(衛生)		食品衛生監視員および環境衛生監視員の資格を有する人		
衛生監視(化学)	22歳～39歳			
保健師	22歳～39歳	保健師の免許を有する人		
類 【土木・建築 新方式】	土木造園(土木)	22歳～31歳		
	建築			
類	事務	18歳～21歳		活字印刷文または点字による出題に対応できる人
身障 (類)	事務	18歳～31歳	身体障害者手帳の交付を受けている人 通常の勤務時間に対応できる人	

区分	職種	年齢	資格・免許		その他
経験者 2級	事務	28歳～31歳	民間企業等での業務 従事歴4年以上		活字印刷文による出題に 対応できる人。ただし、 「事務」については、点字 による出題に対応できる 人も受験できる
	土木造園(土木)			当該職種に関連する業務に従事	
	建築			社会福祉士もしくは児童指導員の 資格を有する人、または保育士と なる資格を有し、都道府県知事の 登録を受けている人	
	福祉				
経験者 3級 (主任主事)	事務	32歳～36歳	民間企業等での業務 従事歴8年以上		活字印刷文による出題に 対応できる人。ただし、 「事務」については、点字 による出題に対応できる 人も受験できる
	土木造園(土木)			当該職種に関連する業務に従事	
	建築			社会福祉士もしくは児童指導員の資 格を有する人、または保育士となる 資格を有し、都道府県知事の登録を 受けている人	
	福祉				
経験者 3級 (主任主事)	事務	37歳～45歳	民間企業等での業務 従事歴13年以上		

(注) 1 年齢については、受験年度末年齢である。

2 身障とは、身体障害者を対象とする採用選考の略である。

3 類[土木・建築新方式]は、多様な人材確保のため民間企業志望者でも受験しやすい試験として【一般方式】とは別時期に実施

(2) 平成30年度特別区職員採用試験実施状況

単位:人(倍率:倍)

区分		職種	採用 予定者数	申込者数	第1次 受験者数	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数	倍率	
類 【一般方式】		事務	980	15,178	12,683	4,219	3,599	2,176	5.8	
		土木造園(土木)	49	396	322	277	227	134	2.4	
		土木造園(造園)	16	121	103	57	49	25	4.1	
		建築	55	195	173	151	139	113	1.5	
		機械	23	156	110	90	73	52	2.1	
		電気	27	204	135	118	95	73	1.8	
		福祉	83	460	394	308	285	202	2	
		心理	44	224	190	116	105	67	2.8	
		衛生監視(衛生)	46	210	177	132	128	65	2.7	
		衛生監視(化学)	7	82	56	24	20	6	9.3	
		保健師	69	436	375	240	224	128	2.9	
		小計	1,377	17,662	14,718	5,732	4,944	3,041	4.8	
類 【土木・建築 新方式】		土木造園(土木)	10	269	113	77	59	23	4.9	
		建築	12	183	102	81	64	31	3.3	
		小計	22	452	215	158	123	54	4	
類	事務	135	4,125	3,476	826	664	403	8.6		
身障	事務	33	72	63	58	49	32	2		
経 験 者	2級職	事務	132	1,170	960	351	342	202	4.8	
		土木造園(土木)	11	29	25	24	22	15	1.7	
		建築	17	27	23	23	19	14	1.6	
		福祉	21	20	16	15	14	12	1.3	
		小計	181	1,251	1,024	413	397	243	4.2	
	3級職	主任 主事	事務	34	820	652	124	117	57	11.4
			土木造園(土木)	9	22	18	15	13	9	2
			建築	12	34	30	26	25	16	1.9
			福祉	15	18	16	15	11	9	1.8
		小計	70	894	716	180	166	91	7.9	
	主任 主事	事務	9	564	427	40	40	15	28.5	
合計			1,827	25,020	20,639	7,407	6,383	3,879	5.3	

(3) 平成 29 年度管理職昇任選考実施状況

区分	有資格者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	口頭試問 進出者数 (人)	口頭試問 進出率 (%)	合格者数 (人)	合格率 (%)
類	16,735	571	498	87.2	243	48.8	127	25.5
類	1,057	127	108	85.0	88	81.5	55	50.9
合計	17,792	698	606	86.8	331	54.6	182	30.0

- (注) 1 管理職昇任選考については、他の昇任選考と異なり、特別区人事委員会が実施する。
2 各数字には、23 区および特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合の職員を含む。

【更新情報】

令和元年 12 月 21 日追記

P.6 「職員別給与支給実績」について、数値を一部変更・訂正しました。